

## 第5章 施策の基本方針と具体的取組

### 1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革



#### 指標

目標指標	現状値	目標値 (R7年度)	参考・比較指標、 備考
「男は仕事、女は家庭」という考え方に 同感しない府民の割合	64.8% (R元年)	80%	府民意識調査
男性の育児休業取得者の割合	3.6% (H30年度)	11%	市町村ニーズ調査 (全国平均:7.48%) (令和元年) (雇用均等基本調査)
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事 関連時間	85分/日 (H28年)	120分	(全国平均:83分/日) 社会生活基本調査
女性活躍推進法に基づく推進計画の 策定市町村数	33市町 (R元年度)	全市町村	—
ドーンセンターの認知度	34.3% (R元年)	40%	府民意識調査

参考指標	現状値	参考・比較指標、備考
男女の地位の平等感	19.4%(R元年)	府民意識調査
「男女共同参画社会」という用語の認知度	64.5%(R元年)	府民意識調査
小中学校及び府立学校における男女平等 教育指導事例集の活用率	小学校:68.2% 中学校:59.9% (R元年度)	人権教育ヒアリング (市町村) (令和2年度)
男性相談の実施市町村数	9市(R元年度)	—
大阪で働く外国人労働者数	117,596人 (R2年)	厚生労働省「外国人雇用状況」 の届出状況

## (1) 次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進

### 基本的な考え方

教育及び意識啓発は男女共同参画社会の実現に向けた全ての取組の礎となるものです。社会全体で男女共同参画についての理解を更に深め、行動変容に繋げる必要があります。中でも次代を担う子どもたちを対象とした教育や意識啓発は、全ての人々が個性と能力を発揮しながら、いきいきと生活できる社会を次世代へ承継し、子どもたちが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、将来を見通した自己形成をする上で不可欠です。

### 基本的方向性 | (1) ① 子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進

性別役割分担意識の解消や男女平等観の形成には、子どもの頃からの教育が大きな役割を果たします。そのため、子どもの発達段階に応じて早期から教育や意識啓発のための取組を進める必要があります。大阪府は府庁内関係部局間の連携を強化して、子どもの意識形成に重要な役割を果たす学校教育現場等において、無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を植え付けていく「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」の解消に向けて取り組むとともに、子どもの頃から一人ひとりが自己選択・自己決定できる力を育み、子どもたちをエンパワーメントする考え方（主体的に行動することによって状況を変えていこうとする力を発揮できるようにする考え方）を促進します。また、家庭における保護者のかかわりや教育に対する考え方、生活習慣等は子どもの心や行動に大きな影響を与えることに留意し、家庭と連携して取組を進めることが重要です。

さらに、子どもたちが将来、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの能力を発揮しながら、自立して生きていくことができるよう、性別に関わらず、成長の各段階で、個性や適性に応じた自分らしい生き方、進路を選択する力を育むキャリア教育を実施します。

また、性の多様性について社会の認識が進みつつあることを踏まえ、性的マイノリティの子どもへの存在にも配慮し、教育の場においても性的指向及び性自認（**Sexual Orientation and Gender Identity** 略して **SOGI**と表記する）の多様性に関する理解を深め、性的指向及び性自認に基づく差別のない学校づくりに向けた取組を進めます。

具体的取組	担当・関連部局
<p>ア 就学前の教育環境における男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>就学前から男女がともに対等な存在であるという意識を形成していくために、幼稚園等の教員等に対して、「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」に気づき、男女共同参画について理解を深めるための取組を推進します。</li></ul>	府民文化部

<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園・幼保連携型認定こども園新規採用教員研修、幼児教育人権研修、幼児教育アドバイザー育成研修において男女共同参画の視点を取り入れた研修を行い、就学前教育環境における男女共同参画の推進に取り組みます。とりわけ、遊びの内容や玩具・教材等の中に性別役割意識を助長することのないように働きかけを行います。</li> </ul>	福祉部 教育庁
<u>イ 男女平等を進める教育・学習の推進</u>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会を実現する上で、学校教育の果たす役割は非常に大きいことから、発達段階に応じて体系的に男女の人権尊重と男女平等について学ぶ教育を推進します。</li> </ul>	教育庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校での教科や総合的な学習（探究）の時間に係る指導、進路指導、生徒指導など、学校教育全体を通じて、男女の役割についての固定的な考え方に縛られず、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢・態度を育みます。</li> </ul>	教育庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの将来の進路への関心や理解を深め、一人の社会人・職業人として自立する力を育むため、様々な職業や進路の情報を提供し、小学校段階から高等学校段階まで一貫した系統的・継続的な取組によってキャリア教育・職業教育等の取組を進めます。</li> </ul>	府民文化部 教育庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒・学生などを対象に、女性のライフイベント時の対応方法等含めた「働き方・生き方」について理解を深めてもらうとともに、就業への意欲を高めてもらうライフデザインセミナー等を開催します。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校において、授業中はもちろんのこと、教育活動の様々な部分において、決めつけによる固定的な性別役割分担意識によって、無意識のうちに子どもたちの個性や能力発揮の機会を奪っていないか、日常的な点検を行うとともに、男女共同参画について教職員自身の正しい理解が深まるように、協議を取り入れるなど主体的に学べるよう、教職員研修の工夫・改善・充実を図ります。</li> </ul>	府民文化部 教育庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット等の普及によって、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報の発信主体が多様化し、受信も容易となっている現状に対応していくとともに、子どもが健全に育つため、学校教育をはじめとした様々な場面におけるメディア・リテラシー向上の取組を進めます。</li> </ul>	府民文化部 教育庁 等

<ul style="list-style-type: none"> <li>性的マイノリティの子どもの存在にも配慮し、教育の場において、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、性的指向及び性自認に基づく差別のない学校づくりに向けた取組を進めます。</li> </ul>	教育庁
<p><u>ウ 家庭・地域等と連携した取組の推進</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の教育活動について、家庭、地域に対して積極的に情報提供を行うとともに、地域の人的・物的資源を効果的に活用するなど学校、家庭、地域社会との連携・協働を進めます。</li> </ul>	教育庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校と家庭や地域社会との懸け橋となるPTAの指導者に対して男女共同参画の観点を取り入れた研修を行い、PTA活動における男女共同参画をさらに促進します。</li> </ul>	教育庁

## 基本的方向性 | (1) ② 性に関する適切な知識の普及の推進

性行動の低年齢化を踏まえ、子どもの発達段階に応じて、性に関する知識を身に付け、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の観点から、自ら考え適切な意思決定と行動選択できる力を育むため、自己や他者を認め尊重する態度の育成とともに、正しい知識の普及に取り組みます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らの身体と相手方の身体について正しい理解を深め、性に関する適切な態度や行動の選択ができるよう、発達段階に応じた「性に関する指導」を実施します。また、「性に関する指導」のための研修等を実施し、指導者を育成します。</li> </ul>	教育庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性が主体的に妊娠・出産等に関して適切に自己管理を行うことができるよう、正しい情報を提供します。</li> </ul>	健康医療部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性行動の低年齢化に対応するため、思春期早期から、<b>HIV/エイズ</b>を含む性感染症について、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、相談・検査・医療体制を充実し、予防から治療までの総合的な対策を推進します。</li> </ul>	健康医療部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性的マイノリティの子どもの存在にも配慮し、教育の場において、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、性的指向及び性自認に基づく差別のない学校づくりに向けた取組を進めます。(再掲)</li> </ul>	教育庁

## (2) あらゆる世代における男女共同参画の推進

### 基本的な考え方

府民意識調査からも明らかのように、性別役割分担意識は解消しつつあるものの、依然として根強く残っており、男女共同参画社会を形成する上で、大きな阻害要因となっています。また、男女の地位の平等に関して、「男性が優位」と答えた女性の割合が男性を **20** ポイント以上上回るなど(図表2)、男女間の認識に隔たりがあり、男女共同参画が、あらゆる世代にとって必要であるという意識が十分に広まっているとはいえません。

このため、子どもから大人に至るまであらゆる世代や立場の人々に対し、性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に対する理解を深め、行動変容に繋げるための取組が求められます。

### 基本的方向性 1 (2) ① 男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発の充実

あらゆる世代や立場の人々が、男女共同参画を自らの問題と捉え、共感できるよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いてわかりやすく受け入れられやすい広報・啓発活動の積極的な展開に努めます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画に対する正しい理解と認識を深めるため、府内市町村の男女共同参画に携わる職員、学校教職員、企業人事担当者、府民等を対象に、人材育成研修、啓発講座やセミナーを実施します。研修テーマについては、今日的課題や社会情勢を反映した研修や講座となるよう努めます。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間、男女雇用機会均等月間、<b>OSAKA</b> 女性活躍推進月間及び女性に対する暴力をなくす運動期間等の多様な機会を通じて、市町村や企業、<b>NPO</b> 等との連携による啓発活動を行います。また、先駆的な取組の顕彰や、様々な分野で活躍する女性の紹介など、工夫をこらし効果的な啓発活動を行います。</li> </ul>	府民文化部 商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業経営者など組織の指導的な立場にある層や社会的に影響力の大きい層に対し、重点的に啓発を行います。啓発を行うにあたっては、行政、経済団体、企業、大学など産学官のオール大阪で取り組むことで啓発効果が高まることが期待できることから、<b>OSAKA</b>女性活躍推進会議*のような組織を活用し、今まで以上に連携や協力に努めます。</li> </ul>	府民文化部 商工労働部

\***OSAKA** 女性活躍推進会議・・・オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げるために、平成27年に設置。産学官等 **9** 団体で構成される。

## 基本的方向性 Ⅰ (2) ② 男性に対する男女共同参画意識の醸成

男性が暮らし方や意識を変え、家事・育児等に取り組むことは、家事・育児等の負担軽減による女性活躍の推進のほか、家庭生活での満足度の向上、子どもへの好影響、職業生活におけるマネジメント力や生産性の向上等、様々な意義を持つものです。一方で、府民意識調査の結果にも見られるように、男性の性別役割分担意識は、女性以上に根強く(図表1)、男性を取り巻く社会経済状況の変化の中で、生きづらさを抱える男性は少なくありません。性別役割分担意識の解消や長時間労働の是正等によって、男性にとっても暮らしやすく、家庭や地域に参画しやすい環境づくりが求められます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>男性が気軽に相談できる窓口を整備し、相談対応を通じて、性別役割分担意識の解消や男性の気づき、意識改革を図ることにより、男性にとっても暮らしやすく、家庭や地域に参画しやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>男性を対象とする講座の開催など、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男性が家庭や地域生活へ積極的に参加することを促すような、効果的な啓発に取り組みます。また、府民に身近な市町村において、男性向けの家事・育児講座等が実施されるよう府内市町村へ支援や働きかけを行います。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護、地域活動等様々な活動に参画する男性の活躍事例を紹介することにより、男性の育児・介護、地域活動等への参画を促進します。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>「家族の構成員が協力して家庭生活を築いていく意識と責任を持たせる」という理念のもと、育児体験教育を実施し、乳幼児との触れ合いや交流の機会等の体験的な活動を推進します。</li> </ul>	教育庁



## 基本的方向性 Ⅰ (2) ③ 地域における男女共同参画の促進

府民の参加による地域の様々な活動やネットワークは、府民の豊かな生活の基礎となるものです。地域の活動に多様な住民の参画を促進し、地域における男女共同参画の推進に取り組む必要があります。

大阪府立男女共同参画・青少年センター（以下、「ドーンセンター」という。）に関しては、男女共同参画を推進する拠点施設として、引き続き、男女共同参画に関する研修、情報提供、女性団体等への活動の場の提供や相談等の充実・強化を図ります。また、同センターを中心に市町村、市町村の男女共同参画センター、女性団体、NPO、大学など多様な主体同士の連携・協働を一層進め、互いの経験や情報の共有を図りながら、事業を推進します。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><u>ア 地域における男女共同参画の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動等の広報・啓発活動を行うことにより、男女共同参画の推進を支援します。</li> <li>・ 防犯活動、子育て支援活動等の地域活動に、男女ともに、多様な年齢層の参画が促進されるよう、情報の提供を行います。</li> <li>・ 府内市町村に対し、女性活躍推進法に基づき、「市町村における女性の職業生活における活躍の推進に関する市町村計画」の策定を支援するとともに、必要な助言を行います。</li> </ul>	<p>府民文化部</p> <p>政策企画部 府民文化部 警察本部</p> <p>府民文化部</p>
<p><u>イ 府立男女共同参画・青少年センターを核とした多様な主体との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画に関する研修、情報提供、相談等の充実・強化を図ります。また、男女共同参画を推進する拠点施設として、市町村、市町村の男女共同参画センター、女性団体、NPO、大学など多様な主体との連携、協働に取り組みます。</li> <li>・ 男女共同参画にかかわる様々な問題に取り組んでいる団体・グループ、NPO等の活動が活性化するよう、情報提供をはじめ、情報交換や活動の拠点となる場や機会を提供するなど、その活動を支援します。</li> </ul>	<p>府民文化部</p> <p>府民文化部</p>



## 基本的方向性 Ⅰ (2) ④ 多文化共生を踏まえた男女共同参画の推進

国籍、民族等が異なる人々は、文化やジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）に違いがあります。そのため、お互いの考えを認め合い、男女共同参画について理解を深めるため、多言語による情報発信や異文化理解の促進等の取組を進めます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国連の動きなど国際社会における男女平等に関する情報や、女性を巡る課題について、情報を収集し、男女共同参画分野で活動する団体や府民等に情報提供します。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人が安心して暮らせる共生社会づくりに向けて、日常生活の様々な場面での諸課題に対応できるよう、相談体制、日本語教育、職場環境の整備、医療機関における外国人患者受入体制の整備、緊急時の情報発信など、総合的な対応を進めます。</li> </ul>	政策企画部 府民文化部 商工労働部 健康医療部 教育庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府内公立学校に在籍する帰国・渡日の子どもたちや、その保護者に対して、進路や学校生活に関する様々な情報を提供します。</li> </ul>	教育庁

## 基本的方向性 | (2) ⑤ 女性の人権を尊重した表現の推進

府民意識調査によるとメディアにおける性・暴力表現に関して、「子ども等の目に触れないような配慮が足りない」「女性や男性の偏ったイメージを表現している」と回答する人の割合は、約半数に上ります。メディアによる情報は人々の価値観や意識の形成に多大な影響を与えることや、**SNS**等の普及により情報が幅広く、瞬時に拡散されることに留意し、大阪府は、女性の人権を軽視した表現や性別役割分担意識を助長する表現は使用しないよう取り組みます。併せて公的広報・出版物等に関し、新しい課題へ対応したガイドラインを作成し、積極的に活用するなど、男女共同参画の視点に立った表現を推進するための取組を進めます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"><li>府が行う広報・出版は府民向けに広く情報発信されるため、社会に与える影響が大きいことや、<b>SNS</b>等の普及により情報が幅広く、瞬時に拡散されることに留意し、広報・出版物が男女共同参画の視点に立った表現となるよう、「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」を積極的に活用した取組を進めます。</li></ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"><li>メディアにおける女性の人権尊重の観点などについて、メディア側の自主的な基準作りが進むよう、国や他の地方公共団体と連携して働きかけていきます。</li></ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"><li>メディアを通じたわいせつ情報に対して、関係法令の適用による取締りを進めます。</li></ul>	警察本部

## 基本的方向性 Ⅰ (2) ⑥ 男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供

国が策定した「SDGs 実施指針改定版」において、「ジェンダー平等の実現及びジェンダー視点の主流化のためには、ジェンダー統計（男女別等統計）の充実が極めて重要である」とされています。これを踏まえ、各種統計・調査を行う際には性別データを把握し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込む（ジェンダー視点の主流化）際の基礎資料とします。併せて府民意識調査その他の各種の調査を実施し、男女共同参画に関わる調査・研究を進めるとともに、調査結果を施策に反映していきます。また、統計や調査・研究の結果を広く府民に公表します。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 社会における男女が置かれている状況を客観的に把握するため、各種統計・調査は、性別データを把握し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込む（ジェンダー視点の主流化）際の基礎資料とします。</li></ul>	府民文化部等 全部局
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 男女共同参画社会の形成に資するため、府民意識調査その他の各種の調査を実施するとともに、経済団体等と連携し、女性の就業状況や性別役割分担意識等の分析など、男女共同参画や女性活躍にかかる調査・研究を進めます。</li></ul>	府民文化部 商工労働部
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 統計や調査・研究の結果を、講座の開催や各種媒体による提供を通じて、広く府民に還元します。また、ドーンセンターなどにおいて、男女共同参画にかかわる各種の情報を収集し、提供します。</li></ul>	府民文化部等 全部局

## 2. 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大



### 指標

目標指標	現状値	目標値 (R7年度)	参考・比較指標、 備考
審議会等委員における女性委員の登用率	<b>33.4%</b> (R2年)	<b>40%以上 60%以下</b>	—
大阪府(知事部局等)職員の課長級以上に占める女性職員の割合	<b>11.1%</b> (R2年度)	<b>20%以上</b>	「大阪府における女性活躍の推進に関する特定事業主行動計画」
大阪府(公立学校)教職員の教頭以上に占める女性教員の割合	<b>21.9%</b> (R2年度)	<b>25%以上</b>	「公立学校における特定事業主行動計画」
管理的職業従事者に占める女性の割合※	<b>11.4%</b> (H27年)	<b>16%</b>	全国平均 <b>9.7%</b> 国勢調査
女性消防団員数の割合	<b>2.52%</b> (R2年)	全国の消防団員数に占める女性消防団員数の割合と同等	全国平均: <b>3.3%</b>

※「国勢調査」における雇用者のうち「管理的職業従事者」に占める女性の割合とする。

参考指標	現状値	参考・比較指標、備考
ドーンセンター情報ライブラリーにおける 人材情報データベースの年間新規登録者数	<b>21</b> 件 (R元年度)	—
大阪府(知事部局等)職員の主査級以上に 占める女性職員の割合	<b>24.4%</b> (R2年)	「大阪府における女性活躍の推進 に関する特定事業主行動計画」
大阪府(警察本部)警察官の定員に占める 女性警察官の割合	<b>10.8%</b> (R2年)	「大阪府警察女性活躍・次世代育 成支援対策行動計画」
自治会長に占める女性の割合	<b>15.2%</b> (R2年)	全国平均: <b>6.1%</b> 地方公共団体における男女共同参画 社会の形成又は女性に 関する施策の推進状況
府内大学の理学分野、工学分野の女性割合	理学分野: <b>21.8%</b> 工学分野: <b>13.8%</b> (R2年度)	大阪の学校統計
地方議会における女性議員の割合	府議会: <b>6.8%</b> 市議会: <b>21.8%</b> 町村議会: <b>25.9%</b> (R元年)	都道府県議会(全国): <b>11.4%</b> 市区議会(全国): <b>16.6%</b> 町村議会(全国): <b>11.1%</b> 地方公共団体の議会の議員及び長の 所属等派別人員調等

## (1) 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

### 基本的な考え方

世界経済フォーラムが**2019**年に発表したジェンダー・ギャップ指数(各国における男女格差を測る指数)によると、日本は**153**か国中**121**位と過去最低の順位となりました(図表5)。日本が順位を下げた理由として、政治分野への女性の参画率の低さや経済分野における女性の管理職比率の低さなどが挙げられています。**SDGs**のゴール5では「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」ことを目標に位置付けています。男女がともに、様々な活動に参画し、双方の視点を生かして、持続可能で多様性に富んだ社会を築くために、社会の様々な分野で女性の参画を一層拡大する必要があります。

## 基本的方向性 2 (1) ① 行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

審議会等委員への女性登用を進めるために、大阪府は引き続き、経済団体や大学等と連携して、各分野で活躍する女性人材の発掘による人材情報データベースの拡充を図るとともに、各部局へ個別働きかけを行い、同データベースの活用を促すなど、女性の登用に繋がります。

大阪府職員や教員等における女性管理職比率を高めるため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、引き続き、仕事とプライベートを両立しやすい職場環境づくりや長時間労働の削減等、女性活躍推進に資する管理職の意識改革や、多様なロールモデルの提示等、女性職員の登用促進や昇任意欲の醸成に資する取組を進めます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><u>ア 審議会等委員への女性の参画促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 7(2025)年までに、審議会等委員における女性委員の登用割合を4割以上6割以下(男女いずれか一方の委員が4割未満とならない状態)にするために登用の促進を図るとともに、登用の取組状況について定期的に公表します。また、大阪府の行政委員会委員への女性登用に努めます。</li> <li>経済団体や大学等と連携して、各分野で活躍する女性人材の情報について、人材情報データサービスの登録データの更なる充実に向けて取り組みます。併せてデータベースを広く周知し、活用促進を図ります。</li> <li>府内市町村における審議会等委員への女性登用促進のため、市町村における政策決定過程への女性の参画状況を調査するとともに、女性登用が促進されるよう、市町村に対し支援を行います。</li> <li>審議会等委員への女性の登用を進めるための有効な手法について検討を行います。さらに、各分野で活躍する女性人材の情報についてデータベースの充実等を図ります。</li> </ul>	<p>総務部 府民文化部</p> <p>府民文化部</p> <p>府民文化部</p> <p>府民文化部</p>
<p><u>イ 大阪府職員・教員等における女性の登用促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府(知事部局等)における女性職員の登用については、女性活躍推進法に基づき、「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、女性職員を対象とした研修の実施などによる意欲向上や育児休業からの復帰支援、多様な職務従事機会の付与及びキャリア形成に取り組むとともに登用状況を定期的に公表します。</li> </ul>	<p>総務部</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性教員の登用促進を図るため、女性活躍推進法に基づき、「公立学校における特定事業主行動計画」を策定し、女性教員の管理職への登用について目標を定め、人材の育成や登用を計画的に進めるとともに、登用状況を定期的に公表します。</li> </ul>	<p>教育庁</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性活躍推進法に基づき、大阪府警察における特定事業主行動計画を策定し、各職階への女性の登用を含め、女性警察職員の総合的な人材活用をめざした幅広い人事施策を進めるとともに、登用状況を定期的に公表します。</li> </ul>	<p>警察本部</p>



## 基本的方向性 2 (1) ② 企業等における女性の登用促進

女性の管理職志向は男性より低い傾向があると言われており(図表9)、その背景には根強い性別役割分担意識、仕事と家庭の両立、職場での教育機会の不足等の職場環境、身近にモデルとなる女性管理職がないこと等、様々な要因があると考えられます。そのため、女性のキャリア形成や登用を促進するためには、性別役割分担意識の解消とともに、企業等においては、ポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性の登用をはじめ、管理職の理解促進、女性の昇進意欲やモチベーションを上げるための「仕事のやりがい」、「リーダーシップの発揮や昇進」を視野に入れた人材の育成・配置や社内研修など多面的なアプローチが求められます。

大阪府は女性活躍の推進に積極的に取り組む企業の情報を収集、発信するとともに、セミナー等の場において、企業の経営者・管理職層等の意識啓発や多様なロールモデルの提示等に努めます。啓発を行うに当たっては、「OSAKA 女性活躍推進会議」のような産学官等による組織を活用し、オール大阪で取り組みます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業等において、女性の管理職登用や職域拡大が促進されるよう、大学や経済団体等と連携して企業等における女性の登用状況等を把握し、今後の企業等における女性の活躍促進に向けた方向性を検討するとともに、男女共同参画を進めることが今後の企業等の成長、さらには社会経済の活性化に繋がるということを経営者層に周知します。</li> </ul>	府民文化部 商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の管理職登用を促進するため、オール大阪で「女性の働く機運」を盛り上げます。OSAKA 女性活躍推進会議を中心に経済団体、大学等との協働により、女性が持てる能力を十分に発揮し活躍できる大阪に向けて経営者等の意識啓発、情報発信等の啓発活動を充実・強化します。</li> </ul>	府民文化部 商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>ロールモデルのいない働く女性に他社の多様なロールモデルとの交流機会を提供することで、モチベーションアップや離職防止につなげるとともに、自社内におけるロールモデルの育成を図ります。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>働く場における男女共同参画や女性活躍推進に意欲的に取り組む企業等を顕彰し、企業等における取組事例を集積・発信することにより、企業等における女性の登用促進に向けた取組の拡大を図ります。</li> </ul>	府民文化部

## 基本的方向性 2 (1) ③ 地域・防災分野等への女性の参画促進

近年の震災・災害経験を踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上に向けて、防災分野における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大は不可欠であり、自主防災組織等における女性リーダーの育成や、男女共同参画の視点からの事前の備え、避難所運営、被災者支援等に取り組めます。

新型コロナウイルス感染症拡大等を含む非常時には、平常時における固定的性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭内での責任の女性への集中や、DV や性被害・性暴力の増加、深刻化等のジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化するため、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含めるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないような配慮が求められます。

また、ドーンセンターの相談等の機能は災害復旧時に重要であることから、災害時におけるドーンセンターの役割や機能を検討するとともに、平常時から市町村や庁内関係部局との連携を図り、災害時におけるセンター業務の円滑な実施に努めます。さらに、防災と地域活動は密接に関連していることから、平常時より、自治会等の地域活動への女性の参画を積極的に促進する取組も重要です。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府地域防災計画及び避難所運営マニュアル作成指針において、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に充分配慮することを位置付けており、市町村の計画改正やマニュアル作成の支援・促進を通じ、女性の視点を取り入れた対策が進むよう努めます。</li> </ul>	政策企画部
<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織リーダー育成研修において、女性の視点を取り入れた講演を行うなど、女性の参画を促進します。</li> </ul>	政策企画部
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時において、男女共同参画の視点から大阪府庁内関係部局及び市町村との連絡調整や情報共有を行います。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>平時において実施しているドーンセンターの相談事業等を災害時にも継続して実施できるよう、相談しやすい体制の整備に努めます。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会、NPO など地域で活動する各種団体において、方針決定の場へ女性の参画が進むよう啓発を行います。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>住みよいまちづくりを進めるため、まちづくりにかかわる方針決定の場への女性の参画を促進します。</li> </ul>	都市整備部 住宅まちづくり部

## (2) 方針の立案・決定過程への参画に向けた女性の人材育成

### 基本的な考え方

方針の立案・決定過程への女性の参画を拡大するためには、女性の管理職比率といった数値だけを捉えるのではなく、女性自身が方針の立案・決定の場へ参画する力を身に付けていく「育成」の視点が不可欠です。また、女性の参画が遅れている分野においては、将来、指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組が求められます。

### 基本的方向性 2 (2) ① 企業等での登用促進に向けた女性の人材育成

企業における管理職候補者や中核人材となる女性社員の育成及びロールモデルとの交流を支援することを通じて、女性の昇進意欲の醸成や管理職の登用に繋がります。また、長期的な視野から女性リーダーを養成していくため、学校等において、児童・生徒期からのキャリア形成を促す取組を進めます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性が出産・育児等によりキャリアを中断することなく働き続けられるよう、人材育成や能力開発等への取組促進に向けた啓発や情報提供を行います。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成プログラム(しごとカプログラム)<sup>*</sup>等を活用し、管理職候補となる女性人材の育成、中核人材の育成、非正規社員の正社員化に向けたスキルアップ等を行い女性の採用、登用につなげます。</li> </ul>	商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>産学官等で構成する <b>OSAKA</b> 女性活躍推進会議を軸とし、構成団体や庁内関係部局と連携し、企業の管理職や人事担当者を対象にした女性人材育成セミナー等を開催します。</li> </ul>	府民文化部 商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>ロールモデルのいない働く女性に他社の多様なロールモデルとの交流機会を提供することで、モチベーションアップや離職防止につなげるとともに、自社内におけるロールモデルの養成を支援します。(再掲)</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの将来の進路への関心や理解を深め、一人の社会人・職業人として自立する力を育むため、様々な職業や進路の情報を提供し、小学校段階から高等学校段階まで一貫した系統的・継続的な取組によってキャリア教育・職業教育等の取組を進めます。(再掲)</li> </ul>	府民文化部 教育庁

<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒・学生などを対象に、女性のライフイベント時の対応方法等含めた「働き方・生き方」について理解を深めてもらうとともに、就業への意欲を高めてもらうライフデザインセミナー等を開催します。(再掲)</li> </ul>	府民文化部
---	-------

※しごとカプログラム・・・若年女性の離職を未然に防止し、あるいは再就職を支援するために、「採用され、働き続けるために必要な力」を育成するため、大阪府が開発した人材育成プログラム

## 基本的方向性 2 (2) ② 理工系分野等の女性の人材育成

大学進学率に男女差があることを踏まえて、女性の高等教育への参加を促進するとともに、高度・専門的な知識、技能を習得する機会を提供するなど、教育による職業能力の向上も重要な視点です。

とりわけ、大学において理工系に学ぶ女性の比率は男性を大きく下回っており、長期的観点から、女性研究者・技術者を増やすためには、まず女子中学生、高校生の理工系志望を促進、支援することが必要です。理工系進学への関心を高めるため、理工系分野で活躍する女性を講師としたセミナーやワークショップの開催等を通じて、理工系を身近に感じてもらい、様々な職業や進路の情報を提供するなど、キャリア教育の更なる推進を図ります。家庭や学校現場等における、女子の進路選択の際の性別に関する固定観念への「気づき」も重要な視点です。

また、近年活発になっている IoT やビッグデータ、AI 等の最先端の技術開発及びその技術を活用した製品やサービス提供等において、男女が共に参画し、その恩恵を享受できることが重要です。

加えて女性が少ない医師等の職種や製造、運輸、建設業等の業種での離職防止や定着を図るための職場環境の改善に取り組みます。

さらに、平成 30 年の政治分野における男女共同参画推進法（候補者男女均等法）の制定を踏まえ、政治分野における男女共同参画を推進するため、啓発活動等に努めます。また、「政治は男性のもの」という固定的な性別役割分担意識を解消するため、政治を身近に感じられるような機会を提供する取組に努めます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるよう、府立高等職業技術専門校等で職業訓練を実施します。また、新しい知識やより高度な技能及び資格の取得等を容易にするために実施する在職者向けの「テクノ講座」のうち、女性の就業者が比較的少ない職種に関連する講座に、女性優先枠を設けます。</li> </ul>	商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの将来の進路への関心や理解を深め、一人の社会人・職業人として自立する力を育むため、様々な職業や進路の情報を提供し、小学校段階から高等学校段階まで一貫した系統的・継続的な取組によってキャリア教育・職業教育等の取組を進めます。(再掲)</li> </ul>	府民文化部 教育庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの理工系分野への関心・理解を高めるため、府内大学等と連携するなど理工系分野での先輩女性の活躍を紹介するロールモデルの情報提供を行います。</li> </ul>	府民文化部

<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪の成長を支える「製造関連」「運輸関連」「建設関連」「インバウンド関連※」の4分野の企業への女性の就職を推進するため、職場体験等によるスキルアップや企業との交流会等を実施するとともに、これら企業における人材確保と離職防止のため、職場環境の改善と魅力発信向上に資する取組を支援します。</li> </ul>	商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性医師等の離職防止や定着を図るため、勤務環境の改善や復職支援への取組を進めます。</li> </ul>	健康医療部
<ul style="list-style-type: none"> <li>政治分野での経験を有する女性等をセミナー講師として招請するなど、政治を身近に感じ、政治分野への関心促進に資する取組を行います。</li> </ul>	府民文化部

※インバウンド関連・・・訪日外国人観光客受け入れに関連する分野

## 基本的方向性 2 (2) ③ 多様な選択を可能とする学習機会の提供

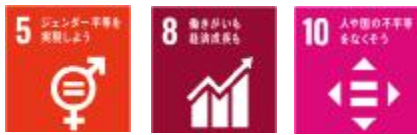
女性が自らの意志によって、社会のあらゆる分野における活動に挑戦し、参画するための力をつけることや、多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応するため、生涯にわたる学習機会や関連する情報の提供に努めます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>府民の学習機会の充実を図るため、男女共同参画関連施設などにおける講座について、性別や年齢などにかかわらず、だれもが利用しやすいように配慮します。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に挑戦し、参画するための力をつけるため、相談事業を実施するとともに、多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する、生涯にわたる学習機会の充実や情報提供に努めます。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>結婚・出産等により職業生活の中断を余儀なくされた女性が、それぞれの希望に応じたチャレンジにつながるよう各種支援策の情報提供に努めます。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>ドーンセンター情報ライブラリーを運営し、女性に関する情報を幅広く収集・整理・加工し、データベース化するとともに、これらを活用して、多様な情報ニーズに的確に対応した情報提供を行います。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会について正しい理解と認識を深めるため、府民を対象にしたセミナー等を実施します。</li> </ul>	府民文化部



### 3. 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進



#### 指標

目標指標	現状値	目標値 (R7年度)	参考・比較指標、 備考
「以前に比べて、社会で女性が活躍しやすくなっている」と思う府民の割合	<b>77.2%</b> (R元年)	<b>85%</b>	府民意識調査
女性の就業率	年平均 <b>51.2%</b> (R2年)	全国平均を上回る	全国平均 <b>51.8%</b> 労働力調査(年平均)
男性の育児休業取得者の割合(再掲)	<b>3.6%</b> (H30年度)	<b>11%</b>	市町村ニーズ調査 (全国平均 <b>7.48%</b> ) (R元年) (雇用均等基本調査)
<b>6</b> 歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間(再掲)	<b>85</b> 分/日 (H28年)	<b>120</b> 分	(全国平均: <b>83</b> 分/日) (H28年) 社会生活基本調査
「男女いきいき・元気宣言」事業者制度への登録企業数	<b>504</b> 社 (R元年度)	<b>840</b> 社	—

参考指標	現状値	参考・比較指標、備考
女性の正規職員・従業員の割合	年平均 <b>42.7%</b> (R2年)	全国平均: <b>45.6%</b> 労働力調査(年平均)
企業における男性と女性の所定内給与額の格差(男性=100)	<b>73.9%</b> (R元年)	賃金構造基本調査
職場における男女の平等感	<b>22.7%</b> (R元年)	府民意識調査
週労働時間 <b>60</b> 時間以上の雇用者の割合	男性: <b>8.8%</b> 女性: <b>2.2%</b> (R2年)	労働力調査(年平均)
保育所等利用待機児童数	<b>263</b> 人 (R2年)	—
認定こども園の数	<b>707</b> か所 (R2年)	—
地域子育て支援拠点事業の実施か所数	<b>444</b> か所 (R元年)	—

## (1) 職業生活における活躍支援

### 基本的な考え方

国において、平成 27 年に女性活躍推進法が制定され、社会全体での女性活躍を推進する動きが拡大しています。大阪府における女性の就業率は全国平均以上の伸びを示しています(図表 13)。また、全国的にも育児休業を取得して就業継続する女性は増加しています。一方で大阪府の女性の就業率は全国的に低位にあり、M 字カーブははまだ完全には解消されておらず(図表 14)、さらに第一子出産を機に離職する女性の割合は、依然として約 5 割に上る状況です。また、非正規雇用労働者割合は男性を大きく上回っています(図表 16)。

このような女性の就業状況の背景に、正規雇用労働者は長時間労働や転勤を当然とするような労使慣行があり、働く場における女性の能力発揮を阻害しています。

そのため、様々なライフステージに応じた女性の就業支援や働きたい女性が「仕事か子育てか」という選択を迫られることなく働き続け、その能力を十分発揮することができるよう、従来の働き方を見直すとともに、多様な就業を可能にする環境整備が求められています。

また、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等に関して、近年の法令改正に伴う雇用管理上の措置義務化や防止体制の強化等を踏まえ、雇用等におけるあらゆるハラスメントの根絶に向け、企業等に働きかけを行います。

令和元年の女性活躍推進法の改正により、令和4年4月から新たに、一般事業主行動計画の策定義務の対象となる労働者数101人以上300人以下の企業に対して、国の機関と連携しつつ、行動計画の策定に向けた働きかけや支援に取り組みます。

併せて、労働者数100人以下の中小企業に対しても、引き続き、女性活躍の推進や職場環境の改善に係る支援を行います。

### 基本的方向性 3 (1) ① 男女雇用機会均等の更なる推進

募集・採用から配置、昇進、退職に至るまでの雇用機会や待遇における性別による差別の解消や、妊娠・出産・育児休業・介護休業等の取得による不利益な取扱いの根絶に向けて、企業や労働者に対する労働関係法制度の周知や、教育の場における啓発を図ります。併せて、男女労働者の同一報酬に関する条約（ILO 第 100 号条約）や労働基準法の趣旨を踏まえ、男女間の賃金格差の解消に向けた取組の推進に努めます。

#### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女が均等な雇用機会を得て、均等な待遇を受け、個人としての能力が発揮できるよう、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者に対して、男女雇用機会均等法のより一層の周知を図るとともに、教育の場においても啓発を行います。</li> </ul>	府民文化部 商工労働部 教育庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性が働きながら安心して出産できる環境を整備するため、男女雇用機会均等法等に基づく妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置について、事業主、労働者等へ啓発を行います。また、妊娠・出産により女性労働者が不利益を受けないよう、事業主、労働者等へ啓発を行います。</li> </ul>	商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>府内事業所における労働者の労働環境を調査することにより、その実態把握に努めます。</li> </ul>	商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>府内大学の学生、府内高等学校等の教諭・生徒に対して、労働契約、労働条件、ハラスメント防止等の労働関係法令の基本的な考え方や労働問題に係る留意点に関する研修に講師を派遣します。</li> </ul>	商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>府民が抱える労働条件や、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パワーハラスメントに係る疑問、悩みに対し、電話や面談・オンラインなどにより情報提供やアドバイス等を行うとともに、個別労使紛争に対し、調整・あっせんにより解決を支援します。</li> </ul>	商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>府立学校に対して「働く前に知っておくべき 13 項目」を配布し、その趣旨の周知を図ります。</li> </ul>	商工労働部 教育庁

<ul style="list-style-type: none"><li>・ フルタイム労働者とパートタイム労働者との均衡を考慮した処遇や労働条件の確保を図るため、事業主、人事労務担当者、労働者へ、「パートタイム・有期雇用労働法」等を周知します。また、短時間労働者に関する国の研究などの情報を収集し、提供に努めます。</li></ul>	商工労働部
---	-------

## 基本的方向性 3 (1) ② 女性の就業支援

非正規雇用として働きながら正社員をめざす女性、子どもを産み育てながら働きたい女性、就職・再就職や起業を希望する女性など、多様な生き方、働き方があることを前提に、職業生活においても各人がその選択において能力を十分に発揮することができるよう、様々な状況に置かれた女性一人ひとりのニーズに寄り添いながら、就業へ向けた職業能力の向上から企業等との交流やマッチング、就職後の定着まで一貫した支援を提供します。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><u>ア 女性の就業支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>OSAKA</b> 女性活躍推進事業の一環として、就職説明会、働く女性応援セミナー、ワンストップ相談会等の開催により女性の就業を支援します。</li> <li>・ 総合就業支援拠点 <b>OSAKA</b> しごとフィールドにおいて、女性や就業に関する府内の関係機関をネットワーク化し、分野横断的な相談への対応や、就業、創業・起業等の多様な情報を届けるワンストップ相談機能を構築します。また、女性が働き、働き続けるために必要な力の養成や、職場体験等を通じた企業とのマッチングなど、女性の安定就職へ向けた支援や定着支援を行い、更なる女性の活躍につなげます。</li> <li>・ 具体的な就職活動をしていない若年女性に対して、就業支援の場へ誘導し、セミナー等を実施することで就業意欲を喚起し、就業に結びつけ、経済的自立を支援します。</li> <li>・ 大阪の成長を支える「製造関連」「運輸関連」「建設関連」「インバウンド関連」の 4 分野の企業への女性の就職を推進するため、職場体験等によるスキルアップや企業との交流会等を実施するとともに、これら企業における人材確保と離職防止のため、職場環境の改善と魅力発信向上に資する取組を支援します。(再掲)</li> </ul>	<p>府民文化部 商工労働部</p> <p>商工労働部</p> <p>商工労働部</p> <p>商工労働部</p>
<p><u>イ 起業、再就職支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジネスプランコンテスト等を通じた有望創業者の発掘、補助金の支給、ビジネスプランから成長過程までの一貫した伴走型支援を組み合わせることにより、創業者の着実な成長を支援します。</li> </ul>	<p>商工労働部</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性が農業経営と地域農業に主体的に参画していくことの出来る農村社会の形成を図るため、女性農業者の起業活動等を包括的に支援します。</li> <li>・ <b>OSAKA</b> しごとフィールドにおいて、出産、育児のために、一旦、仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、就職・保育所探しに関する相談コーナーの運営や、一時保育サービスの提供、職業訓練、情報提供や相談、自己啓発・能力開発のための講習、研修等を実施します。</li> <li>・ ドーンセンター情報ライブラリーに設置の女性就労支援コーナーを活用し、結婚や出産などで仕事を中断した後に再就職を希望している女性を対象にキャリアカウンセリングを実施するなど、就職や再就職活動を円滑にスタートさせることを応援します。</li> </ul>	<p>環境農林水産部</p> <p>商工労働部</p> <p>府民文化部</p>
<p><b>ウ 官民連携による機運の醸成・啓発</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政と経済団体、大学等が相互に連携・協力し、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げるため、<b>OSAKA</b> 女性活躍推進会議を通じ、啓発イベントやセミナー等を通じて、機運醸成や意識改革に取り組みます。</li> </ul>	<p>政策企画部</p> <p>府民文化部</p> <p>商工労働部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共調達における公正性、経済性及び品質の確保に配慮しつつ、国の総合評価落札方式等の取組状況を踏まえ、「男女共同参画等に関連する調査・広報・研究開発」、「女性が重要な対象者である広報」などの委託契約等について、総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザル方式を活用する場合、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス等に関する評価項目の設定に努めます。</li> </ul>	<p>府民文化部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定について、対象が拡大することを踏まえ、国機関と連携しながら、対象となる企業に対して、計画の策定に向けた呼びかけ、支援を行います。</li> </ul>	<p>府民文化部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性活躍推進法の趣旨、理念について、経営者セミナーやホームページ等、様々な機会を通じて啓発に努めます。</li> </ul>	<p>府民文化部</p>

### 基本的方向性 3 (1) ③ ハラスメントの防止

令和元年の男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正により、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止対策が強化されました。男女雇用機会均等法に基づく指針では、性的指向及び性自認にかかわらず、「性的な言動」であれば、セクシュアルハラスメントに該当するとし、事業主には防止策を講じることが義務付けられています。職場におけるセクシュアルハラスメントの発生の原因や背景には性別役割分担意識に基づく言動もあると考えられることから、こうした言動をなくしていくことがセクシュアルハラスメントの防止の効果を高める上で重要です。

また、労働施策総合推進法の改正により、事業主は職場のパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが義務化されました。同法に基づく指針も新たに策定され、性的指向及び性自認に関する侮辱的な言動もハラスメントになりえるとして、事業主に対しての措置の義務付けも含まれています。

このような職場におけるハラスメントは、働く人の尊厳や人格を傷つける許されない行為であり、働く人の能力発揮の妨げになる問題です。また、これらのハラスメントが複合的に生じることも想定されることから、企業におけるあらゆるハラスメントを防止し、職場環境の改善に繋げるため、企業への研修等を通じた啓発の強化を図ります。

#### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パワーハラスメントの予防・事後対応の徹底など近年の法令改正を踏まえた企業におけるハラスメント防止の取組が進むよう、男女雇用機会均等法及びハラスメント防止のための指針等を、事業主、労働者等へ周知するとともに、課題解決型の研修を実施します。また、ハラスメントに対する認識と理解を深めるため、企業等に対して啓発を強化します。</li> </ul>	府民文化部 商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>府民が抱える労働条件や、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パワーハラスメントに係る疑問、悩みに対し、電話や面談・オンラインなどにより情報提供やアドバイス等を行うとともに、個別労使紛争に対し、調整・あっせんにより解決を支援します。(再掲)</li> </ul>	商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する各指針に基づき、これらハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進めます。</li> </ul>	総務部 教育庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>職員がその持てる能力を十分に発揮することができるような、良好な勤務環境を構築するため、各種ハラスメントに関する教養の実施、相談窓口の設置など、あらゆるハラスメントの防止及び排除に向けた取組を行います。</li> </ul>	警察本部



## (2) 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

### 基本的な考え方

平成 31 年 4 月から働き方改革関連法が順次施行され、働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することとなりました。また、新型コロナウイルス感染症対策として在宅勤務をせざるを得なくなったことを契機に、テレワーク等が導入され、働き方の見直しが急速に進みつつあります。時間や場所の制約を受けない柔軟な働き方の拡大により、女性活躍の場の拡大に向けた新たな可能性ももたらされています。今後は、育児や介護等と仕事の両立が必要で、就業に際して制約を受ける人々が増加している状況や新型コロナウイルスとの共存を前提とした「新しい生活様式」が普及していくこと等を踏まえ、長時間労働の是正や、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、多様で柔軟な働き方に対応した職場環境の整備や機運の醸成を図る必要があります。

また、SDGs のゴール8ではディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の推進を目標に位置付けています。性別にかかわらず、全ての人が、やりがいや充実感を感じながら働くとともに、ライフステージに応じて、仕事のみにとどまらず家庭や地域、個人の生活などを充実させ、健康で豊かな生活を送る「ワーク・ライフ・バランス」を推進することで、持続可能な働き方の実践につなげることが重要です。

### 基本的方向性 3 (2) ①

#### 時間的、場所的な制約を前提とした働き方の見直しと多様で柔軟な働き方の促進

長時間労働は男性の家事、育児、介護等への積極的な参画を困難にしています。その結果、家事や育児、介護等の負担が女性に偏り、女性の就業継続の阻害要因ともなっています。働く場において、恒常的な長時間労働や転勤等を当然とする時間的、場所的な制約を前提とした働き方を見直し、企業の経営者や管理職等の理解促進や意識改革を進めるとともに、性別に関わらず、個々の事情やライフステージに応じたテレワーク等の柔軟な働き方がしやすい環境整備を図る取組が必要です。

また、労働時間の長短にとられない、多様な働き方に対応した人事評価や管理職のマネジメント能力を評価対象とするなど、働き方の多様性や効率性を考慮した人事評価制度の構築が求められます。

さらに令和 2 年のパートタイム・有期雇用労働法等の施行に伴い、同一労働同一賃金など、非正規雇用労働者の処遇改善について企業等へ周知・啓発等の働きかけを行います。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p>ア 長時間労働の是正とワーク・ライフ・バランスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>働き方改革関連法の施行に伴い、整備すべき労働環境の諸条件が複雑化していることを踏まえ、中小零細企業を中心に企業に個別訪問する等、労働環境改善に向けたアドバイスや他の専門機関の紹介などの支援を実施します。</li></ul>	商工労働部

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主に中小企業を対象に「働き方改革」の気運醸成や、新たな法制度の周知を図るため、「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」(11月)において大阪労働局をはじめとする関係機関と連携し、周知啓発を行います。大阪府では他にも働き方改革に関するセミナー等様々なイベントを行います。</li> <li>・ 経済団体や労働組合等と連携して中小企業も含め府内企業に対して、ワーク・ライフ・バランスの必要性を周知するとともに、働き続けやすい職場環境づくりの取組がより一層推進されるよう、仕事と子育ての両立支援など、男女ともに働きやすい職場環境づくりを進める意欲のある企業の取組を応援します。また、「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など男女ともいきいきと働くことのできる取組を進める意欲のある事業者を登録・認証・表彰することで、先進的な取組を進める事例に関する情報を提供するなど、その取組を支援します。</li> <li>・ 労働者が仕事と家庭や地域活動とをバランスよく両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、総労働時間の短縮、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実や子育て・介護との両立に向けた制度の定着促進、非正規雇用労働者の待遇改善など、企業等に対して働き続けやすい職場環境づくりのための啓発等を行います。</li> <li>・ 医療現場など、長時間労働等の厳しい就労環境にある職場において、仕事と生活の調和の実現に向けた取組が促進されるよう、就労環境の改善等に向けた先進的な取組を情報提供するとともに、働き方の見直しに向けた啓発等を行います。</li> <li>・ 大阪府及び大阪府教育庁では、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に沿って、子育て中の職員が、育児休業や子育てのための休暇等の制度を活用できる環境づくりを行います。また、時間外勤務の縮減とともに、年次休暇の取得を促進して、職員の仕事と生活の調和の実現を推進します。</li> <li>・ 大阪府警察本部においては、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画やワーク・ライフ・バランス推進に向けた対策により、出産・子育てに係る休暇等の制度の周知徹底及び意識改革、勤務環境の整備等、子育てをする家庭をより支援する取組を推進します。</li> </ul>	<p>商工労働部</p> <p>府民文化部 商工労働部</p> <p>府民文化部 商工労働部</p> <p>健康医療部</p> <p>総務部 教育庁</p> <p>警察本部</p>
<p><u>イ 多様で柔軟な働き方の実現と公正な待遇の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅ワークに関するポータルサイトを運営し、在宅就業情報の提供、電話相談を行います。</li> </ul>	<p>商工労働部</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレワークの導入における企業の労務管理等のソフト面から、環境整備等のハード面、テレワークで働く労働者の不安や孤独感の解消といったメンタル面まで、テレワークに関する「なんでも」を、関係部局と連携しながら、総合的にサポートしていきます。</li> </ul>	<p>商工労働部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フルタイム労働者とパートタイム労働者との均衡を考慮した処遇や労働条件の確保を図るため、事業主、人事労務担当者、労働者へ、「パートタイム・有期雇用労働法」等を周知します。また、短時間労働者に関する国の研究などの情報を収集し、提供に努めます。(再掲)</li> </ul>	<p>商工労働部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業における従業者の実態把握や仕事と生活の調和の普及に努めるとともに、仕事と育児や介護との両立を支援するため、家族経営協定の普及や、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。また、商工業等の自営業における家族従業者の実態を踏まえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、国の税制等の各種制度の在り方の検討を注視していきます。</li> </ul>	<p>環境農林水産部 府民文化部</p>

## 基本的方向性 3 (2) ② 仕事と子育てとの両立支援

出産後の女性の就業継続割合は上昇しているものの、依然として約 5 割の女性が第一子出産後に離職しています。府民意識調査によると、「女性が働き続けるために必要なこと」として、「企業経営者や職場の理解」を挙げる人が5割、「育児のための施設やサービスの充実」を挙げる人が4割を超えています(図表 17)。子育て中の男女が安心して仕事と子育てを両立できるよう、企業の理解促進や制度整備と併せて、待機児童解消等の保育の受け皿整備や保護者の就業形態等に応じた多様な保育サービスの提供が必要です。

また、令和元年からの幼児教育・保育の無償化を踏まえ、保育の受け皿確保とともに、保育人材の確保や教育・保育内容の充実など保育の質の向上に向けた取組を進めます。

さらに、就業の有無にかかわらず、子育ての負担が大きいと感じ、悩みを抱えている子育て中の女性に対し、子育ての不安や負担感の軽減、子育て家庭の孤立防止などのため、地域で子育てを支える取組を行います。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><u>ア 仕事と子育てが両立できる環境整備の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業経営者、人事労務担当者、管理者、労働者に対し、育児・介護休業制度等の周知と利用促進に向けた啓発を行うとともに、仕事と子育ての両立が図れるよう配慮した企業等の先進的な取組や、トップがイクボスの場合やイクボスの育成等に先進的に取り組む企業の取組を紹介するなどし、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。</li> <li>保育所等の整備、認定こども園への移行促進、地域の子ども・子育て支援のための市町村の取組や幼稚園における預かり保育事業等の受け皿整備を支援することにより、待機児童の解消に向けた取組を進めます。</li> <li>放課後児童クラブの利用者等のニーズを踏まえ、開設時間の延長や大規模クラブの分割化等、放課後児童クラブの運営の充実を図る市町村の取組を支援します。</li> <li>保育所・認定こども園、放課後児童クラブにおける障がい児の受入体制の充実や、ひとり親家庭の子どもの優先入所を促進します。</li> <li>女性が働きやすい環境整備と待機児童の早期解消を実現するため、企業主導型保育事業を活用した事業所内保育施設の設置や共同利用を後押しする取組を実施します。</li> <li>保育の担い手となる人材を確保するため、新規資格取得や、保育所等で就労していない保育士(潜在保育士)への再就職等に対する支援を行います。</li> </ul>	<p>府民文化部 商工労働部</p> <p>福祉部 教育庁</p> <p>福祉部</p> <p>福祉部</p> <p>福祉部 商工労働部</p> <p>福祉部</p>

イ 地域における子育て支援策の充実	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育ての悩みなどに関する様々な相談に対応するため、福祉、保健・医療、教育、警察等の専門機関が、実践研修の実施等に努め、地域の関係機関と連携、協働しながら、効果的、総合的な相談支援を推進します。また、子ども家庭センター、保健所・市町村保健センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校などの各機関と、府民に身近なNPO、ボランティアが連携し、地域で気軽に相談できる多様な相談窓口の整備を進めます。</li> </ul>	福祉部 健康医療部 教育庁 警察本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新子育て支援交付金を活用し、市町村が創意工夫を凝らし、住民ニーズに沿った施策を展開できるよう支援を行います。</li> </ul>	福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園、幼稚園、認定こども園において、地域の子育て支援センターの機能を活用し、子育て支援や、保護者同士あるいは世代を超えた交流の場づくり・機会づくりを推進します。</li> </ul>	福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども家庭センターが市町村と連携し、孤立しがちな家庭、専門的な支援を要する家庭等の見守り・支援を行います。</li> </ul>	福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校、児童館、青少年会館等の既存資源の活用などにより、放課後等の安全で安心な子どもの居場所づくりを推進します。</li> </ul>	福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「まいど子どもカード」事業の普及・拡大などを通じて、子育てを社会全体で応援する機運を醸成します。</li> </ul>	福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てに必要な情報提供や相談などの利用者支援のサービスが受けられる場所を増やします。</li> </ul>	福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの遊びや運動の場となる公園等の整備、自然に親しむイベント等の実施などに取り組みます。</li> </ul>	都市整備部

### (3) 男性の家事・育児等への主体的取組の促進

#### 基本的な考え方

男性の育児休業取得率は漸増しているものの、依然として低水準にあります。家事、育児等は男女が共に担うべきものです。男性が家事、育児等に主体的に取り組むことは、女性の就業継続に資するのみならず、男性の家庭、地域、個人の生活等の充実につながり、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられます。府民意識調査によると、男性の家事、育児、介護・看護への参画の阻害要因として「休暇がとりにくいこと」「超過勤務が多いこと」を挙げる割合が特に **30代～50代**の男性で高くなっています(図表 24)。そのため、長時間労働の是正等のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組が不可欠です。

企業は男性の育児休業や育児関連休暇等に関する制度整備と併せて、経営者層の意識改革、制度の活用促進、周囲の理解促進やサポート体制の構築等により、男性が積極的に育児休業等を取得できる職場風土の醸成を両輪で進める必要があります。さらに、男性の育休取得日数が少ない「名ばかり育休」といった言葉に象徴されるような課題にも留意して、男性の育児休業取得率のみに注目するのではなく、育児短時間勤務の利用促進など、実質的な家事、育児等への関与の仕方にも着目し、取組を進める必要があります。

また、男性にも女性にも残る「主たる稼ぎ手は男性である」「育児、介護等のケアワークは女性の役割である」といった固定的な性別役割分担意識や「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)」が、働き方、暮らし方の変革の実現を阻害していることを踏まえ、解消のための取組が求められます。



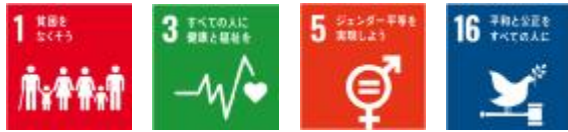
## 基本的方向性 3 (3) ① 男性の家事・育児等への主体的取組の促進

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の健康の保持増進の観点から、とりわけ男性の長時間労働等の働き方の見直しや労働時間の短縮などについて、広報・啓発を行います。</li> </ul>	府民文化部 商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業経営者、人事労務担当者、管理者、労働者に対し、育児・介護休業制度等の周知と利用促進に向けた啓発を行うとともに、仕事と子育ての両立が図れるよう配慮した企業等の先進的な取組や、トップがイクボスの場合やイクボスの育成等に先進的に取り組む企業の取組を紹介するなどし、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。(再掲)</li> </ul>	府民文化部 商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>男性を対象とする講座の開催など、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男性が家庭や地域生活へ積極的に参加することを促すような、効果的な啓発に取り組みます。また、府民に身近な市町村において、男性向けの家事・育児講座等が実施されるよう府内市町村に働きかけます。(再掲)</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護、地域活動等様々な活動に参画する男性の活躍事例を紹介することにより、男性の育児・介護、地域活動等への参画を促進します。(再掲)</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>「家族の構成員が協力して家庭生活を築いていく意識と責任を持たせる」という理念のもと、育児体験教育を実施し、乳幼児との触れ合いや交流の機会等の体験的な活動を推進していきます。(再掲)</li> </ul>	教育庁



#### 4. 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備



#### 指標

目標指標	現状値	目標値 (R7年度)	参考・比較指標、備考
配偶者、パートナー間における次の行為を暴力として認識する府民の割合 ①「平手で打つ」 ②「友達や身内とのメールをチェックしたり、付き合いを制限したりする」 ③「自由にお金を使わせない、生活費を渡さない、借金を強要する」	① <b>77.8%</b> ② <b>63.8%</b> ③ <b>81.8%</b> (R元年)	① <b>90%</b> ② <b>80%</b> ③ <b>90%</b>	府民意識調査
DV被害を相談しなかった人の割合	<b>42.7%</b> (R元年)	<b>30%以下</b>	府民意識調査
配偶者暴力相談支援センター※の認知度	<b>20%</b> (R元年)	<b>25%</b>	府民意識調査
市町村における 配偶者暴力相談支援センター数	6カ所 (R2年度)	<b>10カ所</b>	—
女性の就業率(再掲)	年平均 <b>51.2%</b> (R2年)	全国平均を上回る	(全国平均 <b>51.8%</b> ) 労働力調査(年平均)
ひとり親家庭の親等に対する 就業支援講習会受講者の就業率	<b>93.6%</b> (R元年度)	<b>9割以上</b> (各年度)	大阪府ひとり親家庭等 自立促進計画
乳がん検診受診率	<b>41.9%</b> (R元年)	<b>45.0%</b> (R5年)	大阪府がん対策 推進計画
子宮頸がん検診受診率	<b>39.8%</b> (R元年)	<b>45.0%</b> (R5年)	大阪府がん対策 推進計画
自殺死亡者数	<b>1,231人</b> (R元年)	府内の自殺者数の減少 傾向の維持	大阪府自殺対策 基本方針

※配偶者暴力相談支援センター・・・被害者支援の中心的な役割を担う機関。都道府県が設置する婦人相談所又は都道府県・市町村が設置する適切な施設において、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護のための業務を行う。

参考指標	現状値	参考・比較指標、備考
配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	6,838件 (R元年)	—
性犯罪の発生状況	強制的性交等:152件 強制わいせつ:521件 (R2年)	—
ストーカー相談件数	934件 (R2年)	—
大阪府における児童虐待対応件数	15,753件 (R元年)	—
女性の正規職員・従業員の割合(再掲)	年平均 42.7% (R2年)	全国平均:45.6% 労働力調査(年平均)
ひとり親等の就業機会創出のための支援実施市町数	12市町 (R元年度)	ひとり親家庭等自立促進 計画
障がい者実雇用率	2.12% (R2年)	障害者雇用状況の集計結果
大阪で働く外国人労働者数(再掲)	117,596人 (R2年)	厚生労働省「外国人雇用 状況」の届出状況
妊娠11週以下での妊娠の届出率	94.7% (R元年度)	—
健康寿命(日常生活に制限のない期間)	男性:71.50歳 女性:74.46歳 (H28年)	大阪府健康増進計画

## (1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 基本的な考え方

女性に対する暴力は、女性の心身を傷つけるのみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせる許しがたい人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。その背景には、性別役割分担意識や社会的地位、経済力の格差など、男女が置かれている状況に根差した社会的・構造的な問題があると考えられています。

また、**DV**、性犯罪、買売春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントのほか、近年、**SNS** などインターネット上の新たなコミュニケーションツールを利用した暴力など、暴力をめぐる状況は一層多様化しています。

さらに、時代の変容とともに、女性が抱える問題は **DV** 等の暴力被害と高齢、障がい、貧困等が組み合わさり、多様化しています。また、近年では、若年女性を対象としたいわゆる **JK** ビジネスやアダルトビデオ出演強要等の新しい問題も明らかになっており、支援ニーズも多岐に渡ります。大阪府や市町村の行政機関内において、関係部局間の連携を強化するとともに、大阪府はこれまで以上に、市町村や関係機関との連携・協働を通じて、相談から保護、生活支援、自立支援までの包括的かつ切れ目のない支援をめざすことが必要です。また支援等に従事する人材の養成及び支援力の向上に努めることが求められます。

新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、ジェンダーに起因する諸課題を一層顕在化させ、女性など脆弱な状況にある人々に、より深刻な影響をもたらしています。外出自粛や休業が行われ、生活不安やストレスから **DV** 被害や児童虐待の増加や深刻化が懸念されています。このような女性に対する暴力や家庭内の暴力の防止と被害者の支援に取り組む必要があります。

## 基本的方向性 4 (1) ① 女性に対する暴力を容認しない意識の醸成

府民意識調査によると、配偶者・パートナー間での身体的暴力を「暴力」として認識する割合は 9 割を上回っていますが、精神的暴力（何を言っても無視し続ける）や社会的暴力（友達や身内とのメールや電話をチェックしたり、つきあいを制限したりする）を「暴力」として認識する割合は依然として 5 割から 6 割に留まっています（図表 26）。また、DV 被害を「どこ（だれ）にも相談しなかった」人の割合は 4 割を超えており暴力が潜在化しやすい状況にあります（図表 28）。

このように、DV 等の暴力被害が相談につながっていない要因として、配偶者暴力相談支援センター、市町村 DV 相談窓口等の相談窓口の認知度の低さとともに、加害者、被害者双方に暴力認識が希薄なため、相談行動につながらないといったことが挙げられます（図表 27、29）。そのため身体的暴力だけではなく、精神的暴力、社会的暴力も「暴力」であるという認識を高めるために、一層の啓発に努めます。

また、府民意識調査によると、DV 被害者の 4 割以上の人が被害をどこ（だれ）にも相談しなかった一方で、2 割から 3 割の人が友人、知人や家族など周囲の人に相談したと回答しています。周囲への相談が、被害の早期発見や適切な支援につながるよう、引き続き、府民に対して、DV 等の暴力に関する意識啓発や支援に関する具体的な情報発信を推進します。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性に対する暴力をなくす」運動期間に、シンボルとなるパープルリボンの啓発等によるDV防止啓発キャンペーンを行うなど、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた啓発活動等を推進します。</li> </ul>	府民文化部 福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力の被害者にも加害者にもならないよう、リーフレット等の啓発資材の活用を促進するとともに、各種相談窓口の認知度向上に努めます。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力によらずに問題を解決する方法を身につけることができるよう、暴力を予防・防止するための啓発や教育に努めます。</li> </ul>	府民文化部 教育庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>性犯罪やDVの防止、被害者の救済等を担う行政、教育、司法、医療など関係者への啓発等を行います。</li> </ul>	府民文化部 福祉部 健康医療部 教育庁

## 基本的方向性 4 (1) ② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、関係機関との連携を図りながら、相談、保護から被害者の自立支援までの包括的かつ切れ目のない被害者支援を図ります。

相談体制に関して、引き続き市町村に対し、市町村の女性相談窓口における婦人相談員の配置や配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた働きかけを行い、被害者にとって利便性があり身近な相談窓口の設置促進や、相談体制の充実を図ります。

また、相談窓口の認知度が低いことから、必要な人に必要な情報が届くよう、効果的な広報・周知を行うとともに、コロナ禍で外出自粛が広がる中、電話や面接での相談が困難となるなど、メールや SNS、ビデオ通話等を活用した新たな相談形態へのニーズが高まっていることを踏まえ、被害者の置かれた状況に十分配慮し、相談しやすい環境を整備するなど、利用に繋げるための取組を行います。

さらに、相談員等の支援に従事する人材が不足している状況や、新たな相談形態へのニーズを踏まえ、支援実務に有用な知識や技術等を有する人材の育成・確保に努めます。

府民意識調査によると、男性で配偶者等から身体的暴力を受けたことがある人の割合は **13.1%**、精神的暴力を受けたことがある人の割合は **15.4%**に上りました(図表 26)。また被害をどこ(だれ)にも相談しなかった割合は、**53.0%**と女性(**37.4%**)を上回っており、被害が潜在化しやすいことがうかがえます(図表 28)。このような男性被害者等に対する必要な配慮や支援が図られるよう、相談体制等の充実に努めます。

一方、男性加害者への対応として、相談支援を通じて、旧来からの「男らしさ」による縛りへの気づきや、非暴力に向けた自己変容を促すことが重要です。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、相談、保護から被害者の自立支援等までの包括的かつ切れ目のない被害者支援を実施するため、各種施策の充実を図ります。</li> </ul>	府民文化部 福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の適切な運用に努めるとともに、事案の危険性・切迫性を迅速かつ的確に見極めた上で、被害者の安全確保を最優先とし、加害者に対しては、検挙措置等による加害行為の防止を徹底する一方、被害者に対しては、一時避難等を含めた保護対策を推進します。</li> </ul>	警察本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>府内市町村に対し、女性相談窓口における婦人相談員の配置や配偶者暴力相談支援センターの設置等について、助言等の支援を行い、相談しやすい環境整備に取り組みます。</li> </ul>	福祉部

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性弁護士による法律問題に関する面接相談を行うことにより、<b>DV</b> 被害、性暴力被害に苦しむ女性を支援します。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>DV</b> を発見しやすい立場にある医療関係者や教職員向けの <b>DV</b> 被害者対応マニュアルの活用促進に向けた取組を実施します。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」等を運営し、府庁内の関係部局間及び市町村も含めた関係機関の連携強化を図ります</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性に対する暴力について、関係する女性関連施設をはじめ、保健・福祉・医療・警察、NPO・地域住民など幅広い関係者による取組を推進するための連携体制を充実します。また、関係する機関が連携し、相談体制の充実やその周知等の取組を効果的に推進するとともに、関係機関の職員や教員等に対する研修の充実を図り、支援人材の養成や支援の質の向上に取り組めます。</li> </ul>	府民文化部 福祉部 健康医療部 警察本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シェルターの運営等に取り組むNPO等の民間団体と緊密な連携を図り、多様化する支援ニーズに協働して対応します。</li> </ul>	府民文化部 福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男性被害者等に対する必要な配慮や支援が図られるよう、相談体制等の充実に努めます。</li> </ul>	府民文化部 福祉部

### 基本的方向性 4 (1) ③ 暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発

府民意識調査によると、交際相手からの暴力、いわゆる「デート DV」を受けたことがあると回答したのは、身体的暴力で 7.4%、精神的暴力で 9.5%、社会的暴力で 5.9%に上り、被害をどこ(だれ)にも相談しなかった人の割合は 4 割を超えています。そのため、若者を暴力の被害者にも加害者にもしないため、教育機関等と連携し、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向けた啓発、教育・学習機会の更なる充実や相談窓口の周知等の取組を進めます。また、近年、社会問題化しているいわゆる JK ビジネスや自画撮り被害等青少年の性被害を未然に防止するための取組を推進します。

#### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交際相手からの暴力(デートDV)を防ぐため、教育機関と連携し、若年層を対象に、男女間の対等な関係の構築を含めたDV防止啓発セミナー等の取組を行います。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若年者がデートDVの被害者・加害者とならないよう、防止啓発DVD・指導用手引きの活用を促進するとともに、若年層を対象に作成したリーフレットを作成、活用し、デートDVの防止啓発に努めるとともに、相談窓口の認知度向上に取り組みます。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府内公立小中学校に対して、子ども自身が自らの力で自らを守る力を育成し、子どもが暴力の被害者や加害者にならないようにすることを目的とした教材プログラムの活用促進のための周知を行います。</li> </ul>	教育庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットに起因した青少年の被害等の未然防止の推進を目的として、関係機関や団体等と連携し、青少年のネット・リテラシーを高める取組を総合的に実施するとともに、青少年を有害な環境や性的な被害から守るため、青少年健全育成条例を適切に運用します。</li> </ul>	政策企画部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択できる機能を有する「フィルタリングソフト」、「フィルタリングサービス」の普及・啓発を通じて、高度化した情報通信技術を用いた青少年の健全な成長を阻害する有害情報に接することを防ぐ取組を進めます。</li> </ul>	政策企画部



## 基本的方向性 4 (1) ④

### 性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等への対策の推進・強化

府民意識調査によると、性暴力・性犯罪被害に関して、**12.9%**の女性が被害を受けたことがあると回答し、そのうち被害をどこ(だれ)にも相談しなかった割合は **8** 割を超えています(図表 31、32)。このような深刻な状況を踏まえ、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを核とする協力医療機関との被害者支援ネットワークの運営や、ワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮ダイヤルの周知等による被害者支援体制の一層の充実を図ります。また、被害を未然に防ぐため、学校教育等を通じて、子どもたち自身が危険から身を守るための情報やスキルを身に付ける取組を進めます。さらに、加害者に対しては、性犯罪の再犯を防止するための取組を進めます。

近年、深刻な社会問題となっているストーカー事案は、被害者の生活の平穏を害するとともに事態が急展開して重大事件に発展する恐れがある行為です。ストーカー行為等の規制に関する法律等に基づき被害者の安全確保を最優先した措置を講じるとともに、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速・的確な支援を行うための取組を推進します。

セクシュアルハラスメントは、男女がお互いの尊厳を重んじる対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。職場、学校のほか、地域等の社会のあらゆる場におけるセクシュアルハラスメントを防止するための啓発活動や相談体制の整備・周知等を推進します。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><u>ア 性犯罪への対策の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性に対する性犯罪を防止するための環境作りを推進し、性犯罪を起こさせない社会づくりのための広報啓発や被害防止のための情報発信などを行います。</li> <li>性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを核とした協力医療機関との性暴力被害者支援ネットワークにより、被害の潜在化・深刻化の防止に取り組めます。</li> <li>凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に関する最近の情勢等に鑑み、強力で適正な性犯罪捜査を推進し、加害者の確実な検挙を図ります。</li> <li>被害者が相談や被害申告をしやすい環境の整備等、性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進します。</li> </ul>	<p>警察本部</p> <p>政策企画部</p> <p>警察本部</p> <p>警察本部</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者支援にかかわる機関、団体等が連携し、被害者が被害直後から総合的な支援を継続的に受けることができる支援体制の充実を図ります。</li> <li>被害者の心情に配慮した事情聴取やカウンセリングの実施等による精神的ケアの充実等、被害者の精神的負担の軽減に努めます。</li> <li>府内公立小中学校に対して、子ども自身が自らの力で自らを守る力を育成し、子どもが暴力の被害者や加害者にならないようにすることを目的とした教材プログラムの活用促進のための周知を行います。(再掲)</li> <li>大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づき、子どもに対する性犯罪を未然に防止し、その安全を確保することについて、府民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を実施するとともに、加害者に対する再犯防止のための取組を進めます。</li> </ul>	<p>警察本部</p> <p>警察本部</p> <p>教育庁</p> <p>政策企画部</p>
<p><u>イ 買売春・人身取引への対策の推進</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>買売春と人身取引による女性や児童の被害を未然に防ぐため、啓発活動の推進や取締りの強化を図るとともに、被害者の保護が必要な場合には、女性相談センター(婦人相談所)において適切に保護を行うなど、買売春と人身取引の防止に向けた取組を推進します。</li> <li>児童買春・児童ポルノなどの少年の福祉を害する犯罪は、少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害することから、取締りを強化し、被害少年の保護を図ります。</li> </ul>	<p>福祉部</p> <p>警察本部</p> <p>警察本部</p>
<p><u>ウ ストーカー行為等への対策の推進</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ストーカー規制法の適切な運用に努めるとともに、事案の危険性・切迫性を迅速かつ的確に見極めた上で、被害者の安全確保を最優先とし、行為者に対しては、検挙措置等による加害行為の防止と地域精神科医療との連携からの再犯防止を徹底する一方、被害者に対しては、一時避難等を含めた保護対策を推進します。</li> <li>ストーカーに関する相談の専用電話を設置し、女性警察官等が <b>24</b> 時間対応で相談に応じます。</li> </ul>	<p>警察本部</p> <p>警察本部</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ストーカー事案について、関係する保健・福祉・医療・警察など幅広い関係者による取組を推進するための連携体制を構築します。また、関係する機関が連携し、相談体制の充実や、その周知等の取組を効果的に推進するとともに、関係機関の職員や教員等に対する研修の充実を図り、支援人材の養成や支援の質の向上に取り組みます。</li> <li>・ 府内公立私立の小中高校生に対して、ストーカー行為等への相談や対処方法を伝え、正しい認識で、自らが被害者や加害者にならない環境を醸成する啓発事業を推進します。</li> </ul>	<p>政策企画部 府民文化部 福祉部 健康医療部 住宅まちづくり部 教育庁 警察本部</p> <p>教育庁 警察本部</p>
<p><u>エ セクシュアルハラスメント防止対策の推進</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場におけるセクシュアルハラスメントに対する認識と理解を深めるため、企業等に対する啓発を強化し、併せて事業主と労働者を対象とした労働相談を行うとともに、個別労使紛争解決に向けた調整・あっせんを行います。</li> <li>・ 教職員による児童・生徒に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、児童・生徒のための相談体制の整備や周知、管理職をはじめとした教職員の研修の充実等を図ります。</li> </ul>	<p>商工労働部</p> <p>教育庁</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場、学校のほか、地域等の社会のあらゆる場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについて、防止のための取組が進められるよう啓発活動等を推進します。</li> </ul>	<p>府民文化部</p>

## 基本的方向性 4 (1) ⑤ 児童虐待を取り扱う機関との連携

令和元年に配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。同改正によって、児童虐待と密接な関連があるとされる **DV** 被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、**DV** 被害者の一時保護は被害者の同伴家族が含まれていましたが、児童相談所を含む関係機関の連携・協力による支援の強化が求められています。

近年、児童虐待の中でも配偶者に対して子どもの前で暴力をふるう「面前 **DV**」を含む心理的虐待が増加しています。**DV** と児童虐待は密接に関連しており、子どもに深刻な影響を長期的に与えることから、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所等の関係機関間の連携を強化し、**DV** 家庭における児童虐待の防止と **DV** 被害者への適切な支援を実施します。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者等からの暴力がその子どもにも深刻な影響を及ぼすことに鑑み、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校、医療機関等の関係機関の連携協力を推進するとともに、関係者の資質向上を図り、<b>DV</b> 家庭における児童虐待への対応と、<b>DV</b> 被害者への適切な支援を実施します。</li> </ul>	福祉部 健康医療部 教育庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待の防止と女性に対する暴力の根絶に向けて、関係部局が連携して取組を進めます。</li> </ul>	府民文化部 福祉部 健康医療部 教育庁 警察本部

## (2) 様々な困難を抱える人々への支援

### 基本的な考え方

高齢化の進展、単身世帯やひとり親世帯の増加、就業構造の変化による非正規雇用労働者の増加などにより、幅広い層で貧困などの生活上の困難に直面する人々が増加しています。特にひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人は厳しい生活・雇用環境に置かれやすく、加えて、女性は女性であることで更に困難な状況に置かれている場合があります。このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性の実情に応じた切れ目のない支援が求められます。

### 基本的方向性 4 (2) ① 生活上の困難を抱える女性への支援

大阪府における働く女性の非正規雇用労働者割合は男性を大きく上回っています(図表 16)。その背景として、女性は結婚や出産・育児を理由に、いったん離職し、その後の再就職では正規雇用に就くことが難しい場合が多いことなどが挙げられます。

このような非正規雇用の女性が未婚のまま高齢化し、あるいは、離婚等によって単身やひとり親となった場合に、貧困リスクが顕在化することが懸念されます。また、新型コロナウイルス感染拡大により非正規雇用労働者の女性を中心に、雇用、収入への影響が危惧されます。そのため、職業訓練や就労支援等の安定就労へ向けた支援や、非正規で働く女性の処遇改善、相談支援を通じた女性の主体的な生き方のサポートなど、一人ひとりに寄り添った多面的な支援に取り組みます。さらに、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの学習支援や生活支援等の切れ目のない支援に努めます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"><li>ひとり親家庭の母等に対して、職業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供します。</li></ul>	福祉部
<ul style="list-style-type: none"><li>生活保護受給者や児童扶養手当受給者、就労経験のない又は就労経験に乏しいひとり親家庭の母等を対象に、就職に必要な知識・技能の習得を図り、職業的自立を促進する訓練を実施します。</li></ul>	商工労働部
<ul style="list-style-type: none"><li>フルタイム労働者とパートタイム労働者との均衡を考慮した処遇や労働条件の確保を図るため、事業主、人事労務担当者、労働者へ、「パートタイム・有期雇用労働法」等を周知します。また、短時間労働者に関する国の研究などの情報を収集し、提供に努めます。(再掲)</li></ul>	商工労働部

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性が直面している様々な問題について、相談カウンセリング、法律相談の実施等を通じ、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な援助と解決のためのサポートを行います。またSNS相談等の新たな相談形態への対応や、支援人材の養成に向けた取組を進めます。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校が福祉機関と連携して、貧困・ひとり親家庭等の様々な生活背景を抱える児童生徒の支援をはじめ、不登校や児童虐待等の問題への対応の際に、その調整を行うスクールソーシャルワーカーを府内学校に派遣し、問題の未然防止、早期対応・解決に寄与します。</li> </ul>	教育庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の養育や健康面の不安など、ひとり親家庭が生活の中で直面する様々な課題の解決を図るため、相談に応じるとともに、家計管理や子どものしつけに関する講習会を実施し、地域での生活や自立について支援を行います。</li> </ul>	福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども家庭センターにおいて、非行問題への対応、心理的ケア等を要する子どもへの対応、非行の背景となる経済的困難等や虐待等、複雑な問題を抱える家庭との調整など、個々の子どもと家庭の事情に即したきめ細やかな援助に力点をおいた支援を行います。</li> </ul>	福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業料等の教育費の助成により子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに教育の機会均等に寄与します。</li> </ul>	教育庁

## 基本的方向性 4 (2) ②

### 性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進と当事者が抱える課題解決に向けた取組の推進

性的指向及び性自認の多様性に関する無理解を背景に生じている誤解や偏見、差別をなくし、全ての人  
が自分らしく生きることができる社会を実現するため、府民、事業者への教育・啓発により、性の多様性に関  
する関心や理解を深めるとともに、当事者や家族などが気軽に相談できる環境づくりやパートナーシップ宣  
誓証明制度など当事者が抱える課題の解決に向けた取組を進めます。

また、学校現場における性的指向及び性自認に起因する差別のない環境づくりや、職場における性的指  
向及び性自認に関するハラスメントの防止に向けて取り組みます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 府民に性の多様性に関する正しい知識を身につけてもらうため、当事者や専門家等と連携し、啓発に取り組みます。また、パートナーシップ宣誓証明制度の周知を図るなど、当事者が抱える課題の解決に向けた取組を進めます。</li></ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 性的マイノリティの子どもの存在にも配慮し、教育の場においても性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、性的指向及び性自認に基づく差別のない学校づくりに向けた取組を進めます。(再掲)</li></ul>	教育庁
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 性的指向及び性自認に関する侮辱的な言動もハラスメントになりえることを踏まえ、企業等におけるハラスメント防止の取組が進むよう、研修等を通じた啓発の強化を図ります。</li></ul>	商工労働部



### 基本的方向性 4 (2) ③ 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境整備

高齢者の現状が、若い時期からの社会における性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響を大きく受けている場合があること、障がいのある女性は、障がいに加えて、女性であることで更に困難な状況に置かれている場合があることを踏まえた上で、高齢者や障がい者等が自立し、安心して暮らせるような環境の整備や就労支援を進めます。

また、特定技能制度等を活用した外国人の受入れ促進により増加が見込まれる外国人労働者を含め、外国人が安心して暮らせる共生社会づくりが求められています。言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより、更に困難な状況に置かれている外国人女性に対して相談体制等の充実を図ります。

#### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><u>ア 高齢者福祉の充実及び就業支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括支援センターの機能強化、多職種連携、在宅医療と介護の連携強化、新しい総合事業の実施など、地域包括ケアシステムの構築をめざす市町村を支援します。</li> <li>・ 認知症の人への支援を充実させるために、認知症サポーターの養成や地域における見守りや支援体制の充実、認知症初期集中支援チームの配置を進める市町村を支援します。</li> <li>・ 高齢者が介護を要する状態にならないように、住民主体の通いの場、高齢者の居場所や出番づくりなどを通じ健康づくり・生きがいづくりが各市町村で推進されるよう支援していきます。</li> <li>・ 「大阪府高齢者計画 2021」に基づき、福祉・介護サービス基盤の充実を図るとともに、介護保険事業の適正な運営が図られるよう市町村を支援します。</li> <li>・ 在宅医療、看護、介護に携わる人材を安定的に確保するために、基盤整備、参入促進、資質の向上、労働環境・処遇改善に取り組みます。</li> <li>・ 高齢者が生きがいを持って働くことができるよう、国等関係機関との連携や公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会に対する助言・支援を行い、就業機会の拡大と就業率の向上を図ります。</li> </ul>	<p>福祉部</p> <p>福祉部</p> <p>福祉部</p> <p>福祉部</p> <p>福祉部 健康医療部</p> <p>商工労働部</p>

<p><u>イ 障がい者福祉の充実及び就労支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「大阪府障がい者計画」に基づき、入所施設等からの地域生活への移行の推進、就労支援の強化、専門性の高い分野への支援の充実等を図ります。</li> <li>・ 障がい者の就労支援及びこれに伴う生活支援を一体的に提供することにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。</li> <li>・ ハートフル条例に基づく障がい者雇用計画の作成・達成等のサポートを行うとともに、障がい者の採用から職場定着、特例子会社の設立等の相談、各種支援策の情報提供を行うなど、障がい者雇用の促進に向けた取組を進めます。</li> </ul>	<p>福祉部</p> <p>福祉部</p> <p>商工労働部</p>
<p><u>ウ 外国人が安心して暮らせる環境整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婦人保護事業の観点から、外国人女性を対象とした相談事業を女性相談センターで実施し、必要に応じて一時保護を実施します。</li> <li>・ 外国人女性の <b>DV</b> 等被害者等を対象にした多言語による支援制度の説明や相談窓口紹介のためのパンフレットを作成・配布するとともに、ホームページ等を通じて、周知を図ります。</li> <li>・ 外国人が安心して暮らせる共生社会づくりに向けて、日常生活の様々な場面での諸課題に対応できるよう、相談体制、日本語教育、職場環境の整備、医療機関における外国人患者受入体制の整備、緊急時の情報発信など、総合的な対応を進めます。(再掲)</li> <li>・ 府内公立学校に在籍する帰国・渡日の子どもたちや、その保護者に対して、進路や学校生活に関する様々な情報を提供します。(再掲)</li> </ul>	<p>福祉部</p> <p>府民文化部</p> <p>政策企画部 府民文化部 福祉部 教育庁 商工労働部 健康医療部</p> <p>教育庁</p>

## 基本的方向性 4 (2) ④ 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

障がいがあること、在日外国人であること、同和問題(部落差別)等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合においては、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"><li>障がいがあること、在日外国人であること、同和問題(部落差別)等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意したうえで、人権尊重に配慮した施策を推進します。</li></ul>	府民文化部 福祉部
<ul style="list-style-type: none"><li>女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合の課題解決について、市町村が身近な地域で取り組む総合的な相談事業を支援します。</li></ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"><li>人権教育推進計画に基づき、人権教育教材の普及・開発等に努めます。</li></ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"><li>大阪府障がい者差別解消ガイドライン等による啓発活動と、大阪府障がい者差別解消条例に基づく相談、紛争の防止・解決の体制整備等により、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。</li></ul>	福祉部

### (3) 生涯を通じた男女の健康支援

#### 基本的な考え方

男女の生涯を通じて生じる健康上の問題は異なるため、互いの身体的特性を理解するとともに、ライフステージに応じた健康づくりの実践を推進し、「人生 100 年時代」に向けて、一人ひとりが生きがいを持って社会参加できる取組を進める必要があります。

#### 基本的方向性 4 (3) ① 女性の健康対策の推進

女性は、その心身の状況が思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等人生の各ステージに応じて大きく変化し得ることから、生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組が求められています。とりわけ、性に関する適切な情報の提供と「性に関する指導」の推進、女性のからだの悩みに対する相談実施や総合的な周産期医療体制の充実などの妊娠から育児期における母子の健康と安全の確保、不妊等に悩む人に対する治療等に関する情報提供や相談の実施など、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の観点からの取組が重要です。

#### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><u>ア 妊娠・出産等に関する健康支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性が主体的に妊娠・出産等に関して適切に自己管理を行うことができるよう、正しい情報を提供します。(再掲)</li> <li>自らの身体と相手方の身体について正しい理解を深め、性に関する適切な態度や行動の選択ができるよう、発達段階に応じた「性に関する指導」を実施します。また、「性に関する指導」のための研修等を実施し、指導者を育成します。(再掲)</li> <li>女性の妊娠・出産にかかわる機能の重要性や、妊娠・出産等にかかわる男女双方の責任意識について啓発するとともに、男女が自らの健康状態に対して、主体的に考え、行動することにより、健康を享受していくことができるよう、情報提供・相談体制の整備、意識啓発を行います。</li> <li>「妊婦健診未受診」や「望まない妊娠」を防止するため、女性のからだや性の悩みに対応する相談等を行い、妊娠から育児期における母子の健康と安全を確保します。</li> </ul>	<p>健康医療部</p> <p>教育庁</p> <p>健康医療部</p> <p>健康医療部</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で安心な妊娠・出産を確保するため、総合的な周産期医療体制の充実を図ります。</li> </ul>	健康医療部
<ul style="list-style-type: none"> <li>かかりつけ医をもたない未受診妊産婦等の休日・夜間等の救急搬送に対応する体制を確保します。</li> </ul>	健康医療部
<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠・出産にかかわる機能の保護について、企業等の事業主に啓発を行います。</li> </ul>	商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>不妊等に悩む人に対し、治療等に関する情報の提供や相談事業を実施するとともに、不妊治療等に要する費用の一部を助成し、支援を行います。</li> </ul>	健康医療部
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の生涯を通じた健康支援の総合的な推進を図る観点から、保健所・市町村保健センターの保健師等に対する研修を充実します。</li> </ul>	健康医療部
<p><u>イ 女性特有の疾患に関する健康支援</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>子宮頸がん・乳がん検診や、骨粗しょう症など女性に多く見られる疾病を予防するため、検診の受診や疾病に関する正しい知識についての啓発を行います。</li> </ul>	健康医療部
<ul style="list-style-type: none"> <li>乳がんについては、早期発見のため、自己触診法の普及に努めるとともに、検診機関のマンモグラフィ画像読影システムに助成することや、検診従事者の養成を図るなど検診体制の整備を促進し、受診率と検診精度の向上に努めます。</li> </ul>	健康医療部
<ul style="list-style-type: none"> <li>更年期うつなど更年期障害の症状に悩む人に対し、医療相談や医療機関情報の提供に努めます。</li> </ul>	健康医療部

## 基本的方向性 4 (3) ② ライフステージに応じた男女の健康支援

一人ひとりが生涯にわたって健康な生活を送るためには、男女の生活スタイルやライフステージに応じた適切な保健、医療の推進が必要です。

昨今の社会構造がもたらすストレス等の問題に関しては、過重労働や職場での対人関係に加え、介護などの家庭事情なども影響していると考えられます。このため、男女を問わず心身の健康対策を積極的に行うとともに、働き方の見直しや相談体制の整備などの取組を進めます。

大阪府の自殺者の6割以上は男性であり、特に中高年男性の自殺率が高い傾向があります。またコロナ禍による自殺者数の増加も懸念されます。健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現をめざし、孤立しない地域づくりを進めるため、総合的な対策を推進します。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><u>ア 子どもの保健・医療の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦・乳幼児の疾患等に対する救急医療をはじめとする医療提供体制の体系的整備を行うとともに、小児科医の医療機関情報などの情報を提供するほか、各種医療相談を充実します。</li> <li>市町村における妊婦・乳幼児に対する定期健診、保健師等による保健指導・訪問指導や、疾病の予防・早期発見、障がいの受容についての支援、育児不安などへの相談指導のほか、児童虐待予防の取組の推進を図ります。</li> </ul>	<p>健康医療部</p> <p>健康医療部</p>
<p><u>イ 成人期・高齢期における健康づくりの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域保健の専門的・広域的拠点施設として、府内10保健所において各種健康、衛生教育等を実施するとともに、市町村設置の保健所及び保健センターと連携し、府民の健康の保持、増進に努めます。</li> <li>「健康増進法」及び「大阪府受動喫煙防止条例」に基づき、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりを行い、あわせてたばこの健康影響についての正しい知識の普及啓発を図るなど、府民の健康で快適な生活の実現に努めます。</li> <li>府民のこころの健康の保持増進を目的に、こころの健康づくりに関する情報提供や調査研究、相談を行います。また、保健所を中心とした地域における精神保健福祉活動の支援を行います。</li> </ul>	<p>健康医療部</p> <p>健康医療部</p> <p>健康医療部</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心身の健康の保持増進の観点から、長時間労働等の働き方の見直しや労働時間の短縮などについて、広報・啓発を行います。</li> <li>・ 職場における健康管理を進めるため、労働安全衛生法の周知や職場のメンタルヘルスに関する啓発を行います。また、中小企業等において職場のメンタルヘルス対策を推進する人材の養成を図るため研修を行います。</li> <li>・ 社会経済情勢の変化に伴い、対人関係、過重労働、子育てや介護問題などを抱える労働者が増加しているため、女性相談に加え、男性のための電話相談窓口を設置し、健康の確保と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進します。</li> <li>・ 自殺予防等心身の健康維持の支援を進めるとともに、自殺者数の動向から、中高年の男性及び若年者層を中心に自殺予防に関する啓発活動を推進します。</li> </ul>	<p>府民文化部 商工労働部</p> <p>商工労働部</p> <p>府民文化部</p> <p>健康医療部</p>
---	---